

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年7月26日
【会社名】	株式会社メガチップス
【英訳名】	MegaChips Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 明
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
【電話番号】	06(6399)2884(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統括部経営管理部広報課長 三宅 正久
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
【電話番号】	06(6399)2884(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統括部経営管理部広報課長 三宅 正久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成25年7月26日（取締役会承認日）

(2) 当該事象の内容

当社は、平成25年4月1日（合併効力発生日）付で、当社の100%子会社である川崎マイクロエレクトロニクス株式会社（以下、川崎マイクロ）を吸収合併いたしました。

当該合併に伴い、個別決算において、被合併会社である川崎マイクロから受け入れた純資産額と、当社が所有する川崎マイクロ株式の帳簿価額との差額により、「抱合せ株式消滅差益」が発生したものであります。

また、個別及び連結決算において、川崎マイクロより承継した税務上の繰越欠損金等の一時差異の回収可能性を検討した結果、回収可能性のあるものについて繰延税金資産を計上したものであります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成26年3月期第1四半期の個別決算において発生した「抱合せ株式消滅差益」1,035,011千円を、特別利益として計上しております。なお、川崎マイクロは当社の100%子会社であるため、これによる連結損益に与える影響はありません。

また、平成26年3月期第1四半期の個別及び連結決算において、繰延税金資産計上に伴い発生した法人税等調整額（は利益）2,450,297千円を、「法人税等」に含めて計上しております。